

保険者機能強化推進交付金(市町村分)について

1. 保険者機能強化推進交付金(市町村分)とは

平成30年度より、市町村の自立支援・重度化防止等の取組を支援するために創設されました。

この交付金により、各市町村において、地域課題への問題意識が高まり、地域の特性に応じた様々な取組が進められていくとともに、こうした取組が市町村の間で共有され、より効果的な取組に発展されていくことを目指しています。

ひとことであると、「努力している保険者」に対し、政府から「報奨金(財政的インセンティブ)」を支払われるというものです。

2. 交付額について

保険者は、厚生労働省が示す評価指標に基づき、自己評価を行い、その結果を構成労働省に回答します。厚生労働省は全保険者の回答を集計して、所定の算定方法により各保険者の交付金按分額を示し、交付されます。

なお、交付額の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{各市町村の交付額} = \text{予算総額(約19億円)} \times \frac{\text{当該市町村の評価点数} \times \text{当該市町村の第1号被保険者数}}{\text{(各市町村の評価点数} \times \text{各市町村の第1号被保険者数)の合計}}$$

3. 保険者機能強化推進交付金(市町村分)評価指標の概要

指標の項目	項目数	配点	古賀市の点数 (見込み)
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	8項目	82点	68点
小計	8項目	82点	68点
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進			
(1)地域密着型サービス	4項目	40点	10点
(2)介護支援専門員・介護サービス事業所	2項目	20点	20点
(3)地域包括支援センター	15項目	150点	130点
(4)在宅医療・介護連携	7項目	70点	60点
(5)認知症総合支援	4項目	40点	40点
(6)介護予防/日常生活支援	8項目	80点	60点
(7)生活支援体制の整備	4項目	40点	40点
(8)要介護状態の維持・改善の状況等	2項目	20点	0点
小計	46項目	460点	360点
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進			
(1)介護給付の適正化	6項目	60点	40点
(2)介護人材の確保	1項目	10点	10点
小計	7項目	70点	50点
合計	61項目	612点	478点